



島根県観光キャラクター「しまねっこ」
島根通許諾第8312号

令和7年度（令和6年度実施） 島根県公立学校教員採用候補者「特別選考試験（第2回）」 実施要項

島根県教育委員会
〒690-8502 松江市殿町1番地
TEL (0852) 60-0766
島根県教育委員会ホームページ
<https://www.pref.shimane.lg.jp/kyoikuinkai/>

- 試験の目的及び求める人材 令和7年度に島根県公立学校教員として採用する候補者を選考するために実施し、主に次のような人材を求めています。
◇ 県外で現職教員として活躍している方や、県内外で過去に正規教員として活躍していた方で、島根県の教育の発展のために尽力できる方
◇ これまでの正規教員としての豊富な経験により、採用後に即戦力として活躍できる方
- 受付期間 令和6年9月9日（月）9時00分～令和6年10月4日（金）17時00分
- 申込方法 専用ホームページから申し込みを行ってください。
詳しくは3ページ及び6～7ページをご覧ください。
- 試験日 令和6年10月20日（日）
- 試験会場 〔松江会場〕島根県教育センター・自治研修所
〔東京会場〕TKP神田ビジネスセンター
- 合格発表 令和6年11月6日（水）

島根県は「教職員の働き方改革」を進めています

島根県教育委員会と県内市町村教育委員会は、教職員が心身ともに健康で、子どもたち一人ひとりに向き合いながら教育活動を行っていただけるよう、「教職員の働き方改革」を進めています。

令和5年12月22日、全国で初めて、県及び全19市町村教育委員会の教育長が、勤務時間内の電話対応や登下校時の見守りの協力など保護者・地域の皆さまにお願いしたいことを具体的にまとめた「共同メッセージ」を採択し、発表しました。

働き方改革について
詳しくはこちらから
学校企画課HP ⇒



島根県内教育長 共同メッセージ - 保護者・地域の皆さまへ -

誰か。誰か。だから。から。

教職員の「働き方改革」にご理解・ご協力をお願いいたします。

教職員には、働きがちな人間や使命感、責任感といった責を背負って、子どもたちのために全力を尽くす責任があります。そして、その責任を全うするため、教職員の心身の健康は不可欠です。

一方、教職員の働きがちな状況は、改善の余地が少なく、改善の上にあるもの、十分な休憩の時間が確保できず、仕事の中心業務を履いて、心身に負担がかかっている、子どもたち一人ひとりに丁寧な対応を確保することが難しくなっています。

「働き方改革」によって、こうした状況を打開するとともに、働きがちな状況から、教職員の健康を確保するための環境づくりや、デジタル教育環境、最新の学習支援、研修制度など、子どもたち一人ひとりに丁寧な対応を確保することができるようになっています。

このため、県・市町村が協賛して「働き方改革」に取り組んでいます。何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご協力いただきたいこと

(実施する範囲や時間は、市町村・学校によって異なることもあります。)

- 学校へのお電話は、緊急時を除き、可能な限り勤務時間内をお願いします。**
教職員の勤務時間は、学校によって異なりますが、概ね平日勤務時間から午後5時までです。なお、学校からの電話連絡は保護者さまに連絡が取れる時間帯にすることがあります。
- 登下校については、引き続き、ご家庭・地域での見守りにご協力をお願いします。**
子どもたちの安全な登下校のため、登下校時ご家庭での見守りをお願いします。また、登下校時についてもご家庭でのご見守りをお願いします。
- 地域・学校の連携を推進するために、学校へ参加を求めたい場合は、平日・勤務時間内の開催をご検討ください。**
学校によっては、学校が開催する委員会についても、参加希望は必ず事前に、学校へご連絡をお願いします。

島根県教育委員会教育長 松江市教育委員会教育長 浜田市教育委員会教育長 出雲市教育委員会教育長 隠岐市教育委員会教育長
大田市教育委員会教育長 松江市教育委員会教育長 島根県教育委員会教育長 島根県教育委員会教育長 島根県教育委員会教育長
島根県教育委員会教育長 島根県教育委員会教育長 島根県教育委員会教育長 島根県教育委員会教育長 島根県教育委員会教育長
島根県教育委員会教育長 島根県教育委員会教育長 島根県教育委員会教育長 島根県教育委員会教育長 島根県教育委員会教育長
島根県教育委員会教育長 島根県教育委員会教育長 島根県教育委員会教育長 島根県教育委員会教育長 島根県教育委員会教育長
令和5年12月22日 共同メッセージ 於：島根県教育委員会

お問い合わせ：島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-6671

1 対象者

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者が出願できます。

(1) 島根県外の正規現職教員

次の要件を全て満たす者

- ・現在、島根県外の国公立学校で正規採用（任期付採用を除く。）の教員として勤務していること
- ・令和7年3月31日現在で、正規採用の教員として通算3年（36月）以上（休職、育児休業等の期間を除く。以下同じ。）の勤務経験があること
- ・出願する区分について正規採用の教員としての勤務経験があること

(2) 正規教員経験者

次の要件を全て満たす者

- ・過去に、島根県内外の国公立学校で正規採用（任期付採用を除く。）の教員として勤務していたこと
- ・過去10年以内（平成26年4月1日～令和6年3月31日）の期間に、正規採用の教員として、通算3年（36月）以上の勤務経験があること
- ・出願する区分について正規採用の教員としての勤務経験があること

2 出願資格

次の(1)～(4)の全てを満たす者に限ります。

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者
- (2) 昭和40年4月2日以降に生まれた者
- (3) 「4 要件」に定める教員免許状を有する者
- (4) 令和7年4月1日付けで島根県公立学校に勤務できる者

※ 本人の希望と欠員の状況により、令和6年度途中に採用する場合があります。

3 募集区分等

| 区 分 | | 教科（科目等） | 募集人数 |
|----------|--------|------------------------------------|---------|
| 小学校教諭 | | | 30名程度 |
| 中学校教諭 | | 美術、技術、家庭 | 各教科5名程度 |
| | | 国語、社会、数学、理科、英語、音楽、保健体育 | 各教科3名程度 |
| 高等学校教諭 | | 情報、商業、農業（食品）、工業（機械）、水産（漁業・機関） | 5名程度 |
| 特別支援学校教諭 | 小学部 | | 10名程度 |
| | 中学部 | 技術 | |
| | 中学・高等部 | 国語、社会及び地理歴史、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、家庭 | |
| | 高等部 | 情報 | |

※ 出願者数によって、採用候補者名簿登載者（合格者）数は変動する場合があります。

4 要件

| 区 分 | 要 件 |
|--------|---|
| 小学校教諭 | 小学校教諭普通免許状の所有者 |
| 中学校教諭 | 中学校教諭普通免許状（国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭）の所有者 |
| 高等学校教諭 | 高等学校教諭普通免許状（情報、商業、農業、工業、水産）の所有者 ※高等学校教諭「水産（漁業）」については、高等学校教諭普通免許状「商船」の所有者も出願可 |

| 区 分 | | 要 件 |
|----------|--------|---|
| 特別支援学校教諭 | 小学部 | 盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ小学校教諭普通免許状の所有者 |
| | 中学部 | 盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ中学校教諭普通免許状「技術」の所有者 |
| | 中学・高等部 | 盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ出願する教科の中学校教諭普通免許状と高等学校教諭普通免許状の両方の所有者 |
| | 高等部 | 盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ高等学校教諭普通免許状「情報」の所有者 |

※ 要件の「普通免許状」とは、教育職員免許法に規定する教員免許状（令和7年4月1日現在で有効な免許状）に限ります。

5 出願手続き

- (1) 出願期間 **令和6年9月9日（月）9時00分～10月4日（金）17時00分**
- (2) 出願方法 島根県教員採用試験受験等申込みシステム（Web）による出願
 - ① 出願は原則、島根県教員採用試験受験等申込みシステム（以下、「システム」という。）でのみ受け付けます。詳しくは6～7ページの「島根県教員採用試験受験等申込みシステムによる出願について」を確認してください。
 - ② 特別な事情によりシステムによる出願ができない場合は、令和6年9月27日（金）までに島根県教育庁学校企画課（以下、「学校企画課」という。）まで連絡してください。
- (3) 留意事項
車椅子や補聴器の使用など受験への配慮を希望された場合は、令和6年10月15日（火）までに学校企画課から電話連絡します。
- (4) 提出書類等

| 該当区分 | 提 出 書 類 等 | | |
|---|------------|----|--|
| 全出願者 | 教員免許状の証明書等 | 1部 | <ul style="list-style-type: none"> ・出願時に入力した全ての普通免許状について、ア又はイのいずれかの書類 ア 授与証明書（授与された都道府県教育委員会へ申請すること）又は普通免許状の写し（コピー） イ 更新講習修了確認証明書の写し（コピー） ※ 島根県教育委員会において授与された普通免許状については、ア又はイの書類提出不要 ※ 免許状記載の氏名や本籍地に変更がある場合には、変更を証明する書類（戸籍抄本等）を添付すること ※ 通信教育の科目等履修又は認定講習受講等により随時取得見込の免許状は、免許取得可能であることを証明する書類（学力に関する証明書、単位修得証明書等）を提出すること |
| 【国公立学校】 他県の正規現職教員 ※「1対象者」の(1) に該当する者 | 在職証明書 | 1部 | <ul style="list-style-type: none"> ・所定の様式（様式1）を使用すること ・島根県外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に正規採用の教員として勤務していることを所定の様式により証明を受けること |
| 【私立学校】 他県の正規現職教員 ※「1対象者」の(1) に該当する者 | 在職申告書 | 1部 | <ul style="list-style-type: none"> ・所定の様式（様式2）を使用すること ※ 出願時は所属先による在職証明書を求めないが、名簿登載となった場合は、あらためて学校法人理事長による在職証明書を求める（12月上旬） |

| 該当区分 | 提出書類等 | |
|--|-------|--|
| 【国公立学校】 正規教員経験者 ※「1 対象者」の(2) に該当する者 | 履歴証明書 | 1 部 ・ 所定の様式（様式3）を使用すること ・ 過去に島根県内外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校で正規採用の教員として勤務経験がある者は、その すべての勤務について所定の様式により証明を受けること ただし、島根県内の公立学校で正規採用の教員として勤務していた期間のものは不要 |

※ 様式1～3は、学校企画課ホームページよりダウンロードすること。

※ ダウンロードした様式は、全て変倍せずに普通紙（A4サイズ）に印刷すること。

※ **提出書類は、令和6年10月11日（金）17時00分【必着】で学校企画課まで郵送すること。**

※ 在職証明書（様式1）や履歴証明書（様式3）の提出が期限までに難しい場合は、令和6年10月4日（金）までに学校企画課へ電話連絡すること。

【書類の提出先】

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課

- ・ 封筒の表に「教員採用試験提出書類在中」と朱書きすること
- ・ 簡易書留郵便で郵送すること

6 選考試験

(1) 期 日 令和6年10月20日（日）

(2) 会 場 〔松江会場〕 島根県教育センター・自治研修所（松江市内中原町 255-1）

〔東京会場〕 T K P 神田ビジネスセンター（千代田区神田美土代町 3-2 神田アベビル）

※ 日程、会場及び携行品の詳細については、受験票と併せて、システムのマイページで通知します。

松江会場



東京会場



島根県教育センター・自治研修所
(松江市内中原町 255-1)

○ 「国宝松江城県庁前」バス停 徒歩約10分

※ 駐車場がありますので、自家用車等での来場が可能です。

T K P 神田ビジネスセンター

(千代田区神田美土代町 3-2 神田アベビル)

○ 東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 B6 出口 徒歩3分

○ 都営新宿線 小川町駅 B6 出口 徒歩3分

○ 東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 B6 出口 徒歩3分

○ JR山手線、中央線、京浜東北線 神田駅 北口 徒歩6分

○ 東京メトロ銀座線 神田駅 4番出口 徒歩6分

※ 駐車場、駐輪場はありません。

- (3) 試験内容 個人面接
 ※ 40分程度の面接を2回行います。
 ※ 面接の中で「場面指導」を実施します。
- (4) 結果通知 令和6年11月6日(水)
 採用候補者名簿登載者(合格者)の受験番号を9時00分に学校企画課ホームページに掲載するとともに、システムのマイページで通知します。

7 採用

- (1) 特別選考試験合格者を、令和7年度島根県公立学校教員採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載します。ただし、名簿登載者のうち、本人の希望と欠員の状況により、令和6年度途中に採用する場合があります。
- (2) 名簿登載期間は、登載された日から令和8年4月1日までとします。
- (3) **出願資格を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合には、名簿の登載を取り消します。**
- (4) **名簿登載後、教員としてふさわしくない事実が判明した場合には、名簿の登載を取り消します。**

8 勤務条件等

- (1) 条件付採用期間
 地方公務員法第22条及び教育公務員特例法第12条により、12か月間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。
- (2) 勤務時間・休暇等
 原則として、1日7時間45分(勤務校によって勤務開始時間および終了時間は異なります。)、休日は毎週土・日曜日、祝日、年末年始です。
- (3) 賃金
 初任給は、経歴に応じて決定します。

(初任給の例)

令和6年4月1日現在

| 区分 | 学歴 | 年齢 | 教員経歴 | 初任給月額 |
|----------|-----|-----|------|----------|
| 小・中学校教諭 | 大学卒 | 30歳 | 8年 | 299,015円 |
| | | 40歳 | 18年 | 378,622円 |
| | | 50歳 | 28年 | 420,978円 |
| 高等学校教諭 | | 30歳 | 8年 | 299,015円 |
| | | 40歳 | 18年 | 381,031円 |
| | | 50歳 | 28年 | 432,916円 |
| 特別支援学校教諭 | | 30歳 | 8年 | 310,096円 |
| | | 40歳 | 18年 | 392,112円 |
| | | 50歳 | 28年 | 443,997円 |

※ 初任給月額には、教職調整額、義務教育等教員特別手当、給料の調整額(該当者のみ)を含みます。

※ この他、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末・勤勉手当等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

9 その他

- (1) 自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更する場合は、学校企画課ホームページ及びシステムのマイページでお知らせします。
- (2) 提出書類の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにマイページから届け出てください。ただし、出願する区分・教科(科目等)の変更はできません。
- (3) この試験において提出された書類は、一切返却しません。

【問い合わせ先】〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課

電話 (0852)60-0766 又は 090-5700-7953 (平日8時30分から17時15分)

学校企画課ホームページ (<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>)



学校企画課HPはこちら

島根県教員採用試験受験等申込みシステムによる出願について

第1 出願方法

出願は原則、島根県教員採用試験受験等申込みシステム(以下、「システム」という)でのみ受け付けます。インターネット環境がない、証明写真の登録ができない等、特別な事情により申込みができない場合は、令和6年9月 27 日(金)までに、島根県教育庁学校企画課(以下、学校企画課という)までお問い合わせください。

なお、システムでの申込みに加えて、書類の提出が必要ですので、実施要項3~4ページ(5出願手続き (4)提出書類等)をよくご確認ください。

第2 システムによる出願受付期間

令和6年9月9日(月) 9時 00 分 から 令和6年 10 月4日(金) 17 時 00 分 まで

システムによる出願は、エントリー(事前登録)と本申込み(受験資格登録)の2段階方式となっています。

※ 受付は、システムのサーバーの時刻を基準とし、この間に本申込みが到達したものに限りです。なお、メンテナンス等のためシステムが停止する場合があります。また、通信障害、機器障害等によるトラブルについても一切考慮しませんので、必ず余裕を持って早めに申込みをしてください。受付期間内に本申込みが完了しなかった場合、受験できません。

※ 本申込みには証明写真のデータが必要です。

第3 注意事項

(1) インターネット環境

- ・インターネット環境にあるパソコンやスマートフォン等が必要です。
- ・OS : Windows10、Windows11、macOS ※いずれも日本語版のみ対応、最新版推奨
- ・ブラウザ : Edge、Chrome、Safari ※いずれも最新版推奨

(2) メールアドレス

- ・継続して利用できる個人のメールアドレスが必要です。
- ・システムの利用者が、常時閲覧可能なメールアドレスを設定してください。(スマートフォン、携帯電話のメールアドレス可)
- ・メールの受信制限を行っている場合は、「shimane_gakkokikaku@mail.axol.jp」からの URL 付きメールを受信できる設定にしておいてください。
- ・メールソフトによっては、自動的に迷惑メールフォルダに振り分けられる場合がありますので、ご注意ください。
- ・登録した住所・電話番号・メールアドレスを変更する場合は、マイページにログイン後「登録情報修正」フォームから登録内容の更新を行ってください。

(3) 証明写真データ

- ・本申込み時に、令和6年7月以降に正面向、脱帽、無背景の上半身を撮影した写真データの登録が必要です。
- ・証明写真は、できるだけ証明写真自動撮影機、写真館等の専門店で撮影した写真データを登録してください。
- ・登録可能なファイル形式は、jpg、jpeg、png のみです。その他のファイル形式は登録できません。
- ・推奨サイズは縦 690 ピクセル、横 536 ピクセル、縦横比 4.5×3.5 の比率です。
- ・次の場合、証明写真の差し替えを求めます。
 - 写真のサイズが小さいもの
 - 写真の向きが違うもの
 - 背景が写っているもの
 - プリントアウトした写真をカメラ等で撮影したもの
 - 選考試験の願書等の写真としてふさわしくないと判断されたもの

第4 システムによる出願の流れ

(1) エントリー (事前登録) : システムにアクセスし、エントリーを行う

[本申込み受付期間前から登録可能]

・システムによる出願を行うためには、あらかじめ、エントリーを行う必要があります。以下のサイトにアクセスしてエントリーを行ってください。

[エントリーフォーム : https://job.axol.jp/hy/s/shimane_gakkokikaku_25/entry/]⇒



・本システムでは、機種依存文字は使用できません。

・登録時に取得する「ID番号」と「パスワード」は以後の手続きに必要ですので、必ず控えをとり、忘れないようにしてください。また、

他人に知られないよう取扱いには注意してください。

(2) 本申込み(受験資格登録) : システムのマイページから本申込みを行う

[令和6年9月9日(月) 9時 00分 から 令和6年 10月4日(金) 17時 00分 まで]

- ・エントリー時に登録したメールアドレスに送付されたメールに記載された URL、又は以下のサイトにアクセスしてください。
[マイページログイン : https://job.axol.jp/hy/s/shimane_gakkokikaku_25/mypage/]⇒
- ・エントリー時に取得した「ID 番号」と「パスワード」を入力し、マイページにログインしてください。
- ・マイページのメニューにある「【第2回】受験資格登録フォーム(特別選考試験)」にアクセスし、証明写真データ及び必要項目を登録してください。
- ・本申込みが完了すると、登録メールアドレス及びマイページのレターボックスに「出願(本申込み)完了のお知らせ」を自動送信します。このメール等が届かない場合、必ず受付期間中に学校企画課へお問い合わせください。



(3) 申込内容の確認 : システムのマイページから申込内容の確認を行う

[本申込み直後から確認可能]

- ・マイページのメニューにある「申込内容_確認用」から、申込内容の照会を行ってください。
- ・申込内容に誤り等があった場合、マイページのメニュー「申込内容修正依頼」から、届け出てください。ただし、出願締め切り後の変更はできません。
- ・内容審査の結果、学校企画課から電話やメールで問い合わせをすることがあります。

(4) 受験者調査票の提出 : システムのマイページから入力を行う

[本申込み直後から 令和6年 10月6日(日) 21時 00分 まで]

- ・マイページのメニューにある「受験者調査票回答フォーム(特別選考試験)」にアクセスし入力してください。
- ・入力内容に誤り等があった場合マイページのメニュー「お問合せフォーム」から、修正内容を届け出てください。

(5) 受験票の出力 : システムのマイページから、受験票をダウンロードする

[10月中旬]

- ・登録メールアドレスに「受験票交付のお知らせ」のメールを送信します。令和6年 10月 16日(水)になってもメールが届かない場合は、学校企画課へお問い合わせください。
- ・マイページにログインし、メニュー「受験票出力」から、受験票をA4サイズの普通紙に印刷(モノクロ印刷可)してください。
- ・受験番号、氏名、募集区分及び自身の証明写真が印刷されていることを確認してください。
- ・プリンターがなく、コンビニエンスストアのプリントサービスも利用できない等、どうしても印刷ができない場合は、印刷した受験票(通常のコピー用紙に印刷したもの)を郵送します。郵送を希望する場合は、システムによる本申込み後、令和6年 10月 10日(木)までに、受験票送付依頼書(下記参照)に返信用封筒を添えて学校企画課あてに郵送(必着)してください。

<<受験票送付依頼書について>>

任意の用紙(A4サイズとすること)に次の内容を明記し、返信用封筒(角形2号: 240mm×332mm)1枚(390円分の切手を貼り、あて先明記(郵便番号、住所、氏名))を同封して、学校企画課へ郵送すること。

(表題) 受験票送付依頼書

- ・ID番号
- ・氏名
- ・郵便番号、住所
- ・電話番号

※ 郵送する封筒の表には、「教員採用試験受験票送付依頼書在中」と朱書きすること。

※ 簡易書留郵便等の適切な方法で郵送すること。郵便事故等については一切考慮しない。

第5 島根県教員採用試験受験等申込みシステムに関する問い合わせ先

島根県教育庁学校企画課

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

電話 0852-60-0766/090-5700-7953 (平日8時30分から17時15分)